議案第３９号

調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和　８　年１０月２３日

提出者　調布市教育委員会
教育長　栗　原　　健

提案理由

施設予約システムの更改に伴い、登録カードを廃止するとともに手続に係る規定を改めるほか、所要の改正を行うため提案するものです。

調布市教育委員会規則第　　号

調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則（平成１４年調布市教育委員会規則第１６号）の一部を次のように改正する。

第４条の見出しを「（使用登録等）」に改め、同条第１項中「第１号様式）により、条例」を「第１号様式）（以下「使用個人登録（更新）申請書」という。）又は調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定める方法により、条例」に、「第２号様式）」を「第２号様式）（以下「使用団体登録（更新）申請書」という。）又は委員会が別に定める方法」に、「調布市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請し」を「委員会に申請し、その登録を受け」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　委員会は、前項の規定による申請があったときは、登録の可否を決定し、別に定める方法により当該申請をした者又は団体に通知するものとする。

第４条第３項中「調布市立学校施設使用登録カード及び調布市立学校施設使用団体登録カード（以下「登録カード」という。）」を「第１項に規定する登録」に、「発行」を「委員会が前項の規定により決定」に、「５年」を「３年」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

第４条第４項中「第２項の規定により登録カードの交付を受けた者（以下「登録者」という。）及び登録カードの交付を受けた団体（以下「登録団体」という。）」を「第１項の規定により登録を受けた者（以下「登録者」という。）又は団体（以下「登録団体」という。）」に改め、「、登録カードを

添えて」を削り、同条第５項中「登録者等が」を「登録者及び登録団体（以下「登録者等」という。）が」に改め、同条第６項中「申請書（第５号様式」を「届出書（第３号様式」に改め、同様式中「取消し）」を「取消）」に改め、同条第７項を削る。

第５条及び第６条を次のように改める。

（抽せん申込み）

第５条　条例第２条に規定する学校施設（一般使用については、調布中学校テニスコートに限る。）を使用しようとする登録者等は、あらかじめ使用したい日及び時間（以下「使用希望日等」という。）の申込みを行うことができる。

２　委員会は、前項の規定により申込みのあったものについて、抽せんにより使用予定者を決定するものとする。

３　前項の規定による使用予定者の決定について、使用希望日等の申込みを行ったものは、委員会が別に定める方法によりその結果を確認することができる。

４　前３項に規定するもののほか、抽せん申込みについて必要な事項は、委員会が別に定める。

（抽せん後の申込み）

第６条　登録者等は、前条第２項の規定による抽せん後、申込みのなかった施設について、使用希望日等の申込みを行うことができる。

２　委員会は、前項の規定により申込みのあったものについて、申込順により使用予定者を決定するものとする。

３　前２項に規定するもののほか、抽せん後の申込みについて必要な事項は、委員会が別に定める。

第７条の見出しを「（使用予定の取消し）」に改め、同条第１項から第３項まで及び第５項を削り、同条第４項中「教育長が定める」を「委員会が別に定める」に改め、同項を同条とする。

第８条を次のように改める。

（使用申請）

第８条　登録者等は、条例第２条に規定する学校施設（一般使用については、

調布中学校テニスコートに限る。）を使用するときは、あらかじめ使用予定者として決定を受け、及び調布市立学校施設使用申請書（第４号様式）又は委員会が別に定める方法により申請しなければならない。

２　学校施設（調布中学校テニスコートを除く。）を個人で使用しようとする者は、使用前に個人使用券の購入を申し込まなければならない。この場合において、当該申込みは、学校施設（調布中学校テニスコートを除く。）の使用申請とみなす。

第８条の次に次の１条を加える。

（使用の承認）

第８条の２　委員会は、前条第１項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、使用を承認したときにあっては、調布市立学校施設使用承認通知書兼領収書（第５号様式）により、使用を不承認としたときにあっては、調布市立学校施設使用不承認通知書（第６号様式）により、当該申請を行った登録者等に対して通知するものとする。

第９条第２項中「第１０号様式」を「第７号様式」に改め、同条第３項中「第１１号様式」を「第８号様式」に改める。

第１２条を次のように改める。

第１２条　削除

第１３条中「教育長が定めるところに従い」を削る。

第１６条中「教育長が」を削る。

第１号様式中の申請者の欄の

「パスワード（４桁の数字）　□□□□　※パスワードの予約システムログインの際に使用します。」を

「E-mail　　」に、

第２号様式中の申請者の欄の

「パスワード（４桁の数字）　□□□□　※パスワードの予約システムログインの際に使用します。」を

「E-mail　　」に

改める。

第３号様式及び第４号様式を削り、第５号様式を第３号様式とし、同様式の次に次の２様式を加える。

第６号様式から第８号様式までを次のように改める。

第９号様式から第１１号様式までを削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年１１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則の規定（第５条の規定を除く。）は、令和９年２月１日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

３　この規則による改正前の調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則 平成14年７月26日教育委員会規則第16号	○調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則 平成14年７月26日教育委員会規則第16号
（趣旨） 第１条　この規則は、調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例（平成14年調布市条例第７号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規則は、調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例（平成14年調布市条例第７号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。
第２条及び第３条　削除	第２条及び第３条　削除
（使用登録等） 第４条　条例第４条第２項の規定により調布市立調布中学校テニスコート（以下「調布中学校テニスコート」という。）を使用しようとする者は、調布市立学校施設使用個人登録（更新）申請書（第１号様式）（以下「使用個人登録（更新）申請書」という。）又は調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定める方法により、条例第４条第３項の規定により調布市立学校の施設（以下「学校施設」という。）を使用しようとする団体は、調布市立学校施設使用団体登録（更新）申請書（第２号様式）（以下「使用団体登録（更新）申請書」という。）又は委員会が別に定める方法により、それぞれあらかじめ委員会に申請し、その登録を受けなければならない。	（使用登録） 第４条　条例第４条第２項の規定により調布市立調布中学校テニスコート（以下「調布中学校テニスコート」という。）を使用しようとする者は、調布市立学校施設使用個人登録（更新）申請書（第１号様式）により、条例第４条第３項の規定により調布市立学校の施設（以下「学校施設」という。）を使用しようとする団体は、調布市立学校施設使用団体登録（更新）申請書（第２号様式）により、それぞれあらかじめ調布市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。
２　委員会は、前項の規定による申請があったときは、登録の可否を決定し、別に定める方法により当該申請をした者又は団体に通知するものとする。	２　委員会は、前項の申請をした者又は団体を学校施設の使用個人者又は使用個人団体として認めたときは、調布市立学校施設使用登録カード（第３号様式）又は調布市立学校施設使用団体登録カード（第４号様式）を交付する。
３　第１項に規定する登録の有効期間は、委員会が前項の規定により決定した日から３年を経過した日の属する月の末日までとする。ただし、委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。	３　調布市立学校施設使用登録カード及び調布市立学校施設使用団体登録カード（以下「登録カード」という。）の有効期間は、発行した日から５年を経過した日の属する月の末日までとする。

改正後	改正前
4　第１項の規定により登録を受けた者（以下「登録者」という。）又は団体（以下「登録団体」という。）が前項に規定する有効期間後もなお登録を継続しようとする場合は、当該有効期間の満了する日の２月前から使用個人登録（更新）申請書又は使用団体登録（更新）申請書を委員会に提出し、更新の手続をすることができる。	4　第２項の規定により登録カードの交付を受けた者（以下「登録者」という。）及び登録カードの交付を受けた団体（以下「登録団体」という。）が前項に規定する有効期間後もなお登録を継続しようとする場合は、当該有効期間の満了する日の２月前から、登録カードを添えて使用個人登録（更新）申請書又は使用団体登録（更新）申請書を委員会に提出し、更新の手続をすることができる。
5　委員会は、登録者及び登録団体（以下「登録者等」という。）が条例第４条の規定に該当しなくなったと認めたときは、当該登録者等の登録を取り消すことができる。	5　委員会は、登録者等が条例第４条の規定に該当しなくなったと認めたときは、当該登録者等の登録を取り消すことができる。
6　登録者等は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、調布市立学校施設使用登録（内容変更・取消）届出書（第３号様式）により、遅滞なく委員会に届け出なければならない。 （１）　第４条第１項の規定による申請の内容に変更があったとき。 （２）　登録団体が解散したとき。 （３）　登録者等としての活動をしなくなったとき。	6　登録者等は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、調布市立学校施設使用登録（内容変更・取消）申請書（第５号様式）により、遅滞なく委員会に届け出なければならない。 （１）　第４条第１項の規定による申請の内容に変更があったとき。 （２）　登録団体が解散したとき。 （３）　登録者等としての活動をしなくなったとき。
	7　登録者及び登録団体の代表者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、登録カードを委員会に返納しなければならない。 （１）　第３項に規定する有効期間（第４項の規定により更新された後の有効期間を含む。）を経過して登録カードが失効したとき。 （２）　第５項の規定により登録の取消しを受けたとき。 （３）　登録団体が解散したとき。 （４）　登録者等としての活動をしなくなったとき。
（抽せん申込み） 第５条　条例第２条に規定する学校施設（一般使用については、調布中学校テニスコートに限る。）を使用しようとする登録者等は、あらかじめ使用したい日及び時間（以下「使用希望日等」という。）の申込みを行うことができる。	（使用申請） 第５条　条例第２条に規定する学校施設（一般使用については、調布中学校テニスコートに限る。）を使用しようとする登録者等は、次の各号に掲げる登録者等の区分に従い、当該各号に定める期日から使用しようとする日まで（調布市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める期間を除く。以下「除外期間」という。）に貸切使用（調布市立調和小学

改正後	改正前
	校プール（以下「調和小学校プール」という。）を除く。）については学校施設使用許可申請書（第６号様式）により、調和小学校プールの貸切使用及び調布中学校テニスコートについては電話回線又は電子計算機を用いた通信回線を利用したコンピューターシステム（以下「コンピューターシステム」という。）による方法により申請しなければならない。 （１）　登録団体　使用しようとする日の属する月の２月前の１日 （２）　登録者　使用しようとする日の属する月の１月前の１日
２　委員会は、前項の規定により申込みのあったものについて、抽せんにより使用予定者を決定するものとする。 ３　前項の規定による使用予定者の決定について、使用希望日等の申込みを行ったものは、委員会が別に定める方法によりその結果を確認することができる。 ４　前３項に規定するもののほか、抽せん申込みについて必要な事項は、委員会が別に定める。	２　学校施設（調布中学校テニスコートを除く。）を一般使用しようとする者の申請手続については、使用前に個人使用券の購入を申し込むことにより申請したものとみなす。
（抽せん後の申込み） 第６条　登録者等は、前条第２項の規定による抽せん後、申込みのなかった施設について、使用希望日等の申込みを行うことができる。 ２　委員会は、前項の規定により申込みのあったものについて、申込順により使用予定者を決定するものとする。 ３　前２項に規定するもののほか、抽せん後の申込みについて必要な事項は、委員会が別に定める。	（使用時間の指定等） 第６条　学校施設の使用時間の区分は、条例別表に定めるところによる。ただし、委員会が必要があると認めたときは、これを変更することができる。 ２　前項に規定するもののほか、調和小学校プール（貸切使用に限る。）及び調布中学校テニスコートの使用日及び使用時間の指定は、コンピューターシステムによる抽せん又は使用日等の指定による。
（使用予定の取消し） 第７条	（使用確認等） 第７条　登録者等で除外期間前に第５条第１項の申請を行ったものは、教育長が指定する期間内に使用の可否を照会し、使用するか否かの確認をするものとする。 ２　登録者等で除外期間後に第５条第１項の申請を行ったものは、申請を行ったときに前項の確認を行うものとする。 ３　委員会は、前２項の規定により使用することの確認を行った登録者等を

改正後	改正前
	学校施設の使用予定者（以下「使用予定者」という。）として登録するものとする。
使用予定者で学校施設を使用しないものは、その使用予定日の前日までに委員会が別に定める使用取消しの手続をとらなければならない。	4　使用予定者で学校施設を使用しないものは、その使用予定日の前日までに教育長が定める使用取消しの手続をとらなければならない。
	5　委員会は、第５条第２項の規定により申請された学校施設の個人使用を許可したときは、個人使用券を当該申請をした者に交付する。
（使用申請） 第８条　登録者等は、条例第２条に規定する学校施設（一般使用については、調布中学校テニスコートに限る。）を使用するときは、あらかじめ使用予定者として決定を受け、及び調布市立学校施設使用申請書（第４号様式）又は委員会が別に定める方法により申請しなければならない。	（登録カード等の提示等） 第８条　使用予定者及び個人使用券の購入者は、学校施設を使用するときは、係員に登録カード又は個人使用券を提示しなければならない。
２　学校施設（調布中学校テニスコートを除く。）を個人で使用しようとする者は、使用前に個人使用券の購入を申し込まなければならない。この場合において、当該申込みは、学校施設（調布中学校テニスコートを除く。）の使用申請とみなす。	２　委員会は、登録カードを提示した者が学校施設の使用予定者である場合は、調布市立学校施設使用許可書兼領収書（第９号様式）をその者に交付する。
（使用の承認） 第８条の２　委員会は、前条第１項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、使用を承認したときにあっては、調布市立学校施設使用承認通知書兼領収書（第５号様式）により、使用を不承認としたときにあっては、調布市立学校施設使用不承認通知書（第６号様式）により、当該申請を行った登録者等に対して通知するものとする。	
（使用料の減額又は免除） 第９条　条例第８条に規定する使用料の減額（次条及び第11条に規定するものを除く。次項及び第３項において同じ。）又は免除は、次の各号に掲げるところによる。 （１）　国及び地方公共団体が公益の目的のため使用するとき　免除 （２）　社会教育及び社会福祉を目的とした事業で、委員会が特別に認めたとき　免除	（使用料の減額又は免除） 第９条　条例第８条に規定する使用料の減額（次条及び第11条に規定するものを除く。次項及び第３項において同じ。）又は免除は、次の各号に掲げるところによる。 （１）　国及び地方公共団体が公益の目的のため使用するとき　免除 （２）　社会教育及び社会福祉を目的とした事業で、委員会が特別に認めたとき　免除

改正後	改正前
（３）　登録団体のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳を所持する者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳を所持する者又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）の規定による愛の手帳を所持する者の占める割合が構成員のうち50パーセント以上の登録団体が使用するとき　使用料の100分の50に相当する額	（３）　登録団体のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳を所持する者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳を所持する者又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）の規定による愛の手帳を所持する者の占める割合が構成員のうち50パーセント以上の登録団体が使用するとき　使用料の100分の50に相当する額
（４）　前３号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めたとき　使用料の100分の50に相当する額	（４）　前３号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めたとき　使用料の100分の50に相当する額
２　前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする使用予定者は、学校施設を使用する日までに、調布市立学校施設使用料減免申請書（第７号様式）を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。	２　前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする使用予定者は、学校施設を使用する日までに、調布市立学校施設使用料減免申請書（第10号様式）を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。
３　委員会は、前項に規定する使用料の減額又は免除を承認したときは、調布市立学校施設使用料減免承認書（第８号様式）を当該申請をした者に交付する。	３　委員会は、前項に規定する使用料の減額又は免除を承認したときは、調布市立学校施設使用料減免承認書（第11号様式）を当該申請をした者に交付する。
（高齢者等の使用料の減額）	（高齢者等の使用料の減額）
第10条　市内に居住する次の各号に掲げる者が体力保持、健康づくり等のために学校施設を個人使用する場合は、当該各号に定めるところによりその使用料を減額することができる。	第10条　市内に居住する次の各号に掲げる者が体力保持、健康づくり等のために学校施設を個人使用する場合は、当該各号に定めるところによりその使用料を減額することができる。
（１）　65歳以上の者　100分の50に相当する額	（１）　65歳以上の者　100分の50に相当する額
（２）　前条第１項第３号に掲げる手帳を所持する者　100分の50に相当する額	（２）　前条第１項第３号に掲げる手帳を所持する者　100分の50に相当する額
２　前項第２号に掲げる者が付添人を必要とする場合で、当該付添者が付添いのために学校施設を個人使用するときは、その使用料の100分の50に相当する額を減額することができる。	２　前項第２号に掲げる者が付添人を必要とする場合で、当該付添者が付添いのために学校施設を個人使用するときは、その使用料の100分の50に相当する額を減額することができる。
３　第１項各号及び第２項の規定にかかわらず、第１項各号に掲げる額及び第２項に規定する額に10円未満の端数がある場合は、これを切り上げた額をもって第１項各号に掲げる額及び第２項に規定する額とする。	３　第１項各号及び第２項の規定にかかわらず、第１項各号に掲げる額及び第２項に規定する額に10円未満の端数がある場合は、これを切り上げた額をもって第１項各号に掲げる額及び第２項に規定する額とする。

改正後	改正前
4　第１項又は第２項の規定により使用料の減額を受けようとする者は、第１項第１号に掲げる者にあっては年齢を証明できるもの、同項第２号に掲げる者にあっては前条第１項第３条に掲げる手帳を提示してその減額後の使用料を添えて、第２項に規定する者にあっては付添人である旨を申し出るとともにその減額後の使用料を添えてそれぞれ委員会に申し出て、その承認を受けなければならない。	4　第１項又は第２項の規定により使用料の減額を受けようとする者は、第１項第１号に掲げる者にあっては年齢を証明できるもの、同項第２号に掲げる者にあっては前条第１項第３条に掲げる手帳を提示してその減額後の使用料を添えて、第２項に規定する者にあっては付添人である旨を申し出るとともにその減額後の使用料を添えてそれぞれ委員会に申し出て、その承認を受けなければならない。
5　委員会は、前項に規定する使用料の減額を承認したときは、減額個人使用券を当該申出をした者に交付する。	5　委員会は、前項に規定する使用料の減額を承認したときは、減額個人使用券を当該申出をした者に交付する。
6　第１項及び第２項の規定にかかわらず、調和小学校プールの一般使用における使用単位を超えて使用する超過時間に係る使用料については、減額しないものとする。	6　第１項及び第２項の規定にかかわらず、調和小学校プールの一般使用における使用単位を超えて使用する超過時間に係る使用料については、減額しないものとする。
（児童等の使用料の免除等）	（児童等の使用料の免除等）
第11条　調布市民体育施設条例施行規則（平成20年調布市規則第33号）第９条第２項の土曜フリーパス（以下「土曜フリーパス」という。）を所持する者が土曜日に調布市立調和小学校プールを個人使用する場合は、その使用料を免除することができる。	第11条　調布市民体育施設条例施行規則（平成20年調布市規則第33号）第９条第２項の土曜フリーパス（以下「土曜フリーパス」という。）を所持する者が土曜日に調布市立調和小学校プールを個人使用する場合は、その使用料を免除することができる。
2　前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、入場の際、係員に土曜フリーパスを提示しなければならない。	2　前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、入場の際、係員に土曜フリーパスを提示しなければならない。
3　第１項の規定にかかわらず、使用単位２時間30分を超えて使用する超過時間に係る使用料については、免除しないものとする。	3　第１項の規定にかかわらず、使用単位２時間30分を超えて使用する超過時間に係る使用料については、免除しないものとする。
	（使用登録の効力停止）
第12条　削除	第12条　委員会は、使用予定者が学校施設の使用に際して次の各号に掲げる行為を行ったと認めたときは、当該各号に定める期間当該使用予定者の使用登録の効力を停止することができる。ただし、やむを得ない理由があると認めたときは、その期間を短縮し、又は効力を停止しないことができる。
	（１）　使用予定者が第７条第４項の規定による手続をとらずに当該使用予定者の第６条の規定による使用時間の開始時刻を経過したとき　当該使用予定日の属する月の翌月の１日から３月

改正後	改正前
	（２）　使用予定者が第７条第４項の規定による手続期限後から当該使用予定者の第６条の規定による使用時間の開始時刻までの間に同項の規定による手続をとったとき　当該使用予定日の属する月の翌月の１日から１月
（付帯設備等の申請） 第13条　学校施設の付帯設備を使用し、又は条例第11条ただし書の規定により学校施設に特別の設備をし、若しくは変更を加えるための許可を受けようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。	（付帯設備等の申請） 第13条　学校施設の付帯設備を使用し、又は条例第11条ただし書の規定により学校施設に特別の設備をし、若しくは変更を加えるための許可を受けようとする者は、教育長が定めるところに従い、委員会の許可を受けなければならない。
（入場の制限） 第14条　委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を拒み、又は退去を命ずることができる。 （１）　火薬類その他危険物を所持する者 （２）　他人に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある者 （３）　前２号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者	（入場の制限） 第14条　委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を拒み、又は退去を命ずることができる。 （１）　火薬類その他危険物を所持する者 （２）　他人に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある者 （３）　前２号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者
（入場者の義務） 第15条　入場者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 （１）　施設及び付帯設備の使用を適正に行うこと。 （２）　火災予防及び事故防止に万全を期すること。 （３）　環境衛生上思わしくない物を持ち込まないこと。 （４）　物品等を販売し、又は金品の募集等を行うときは、あらかじめ委員会の許可を得ること。 （５）　広告その他これに類するものを掲示し、又は配布するときは、あらかじめ委員会の許可を得ること。 （６）　前各号に掲げるもののほか、係員の指示すること。	（入場者の義務） 第15条　入場者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 （１）　施設及び付帯設備の使用を適正に行うこと。 （２）　火災予防及び事故防止に万全を期すること。 （３）　環境衛生上思わしくない物を持ち込まないこと。 （４）　物品等を販売し、又は金品の募集等を行うときは、あらかじめ委員会の許可を得ること。 （５）　広告その他これに類するものを掲示し、又は配布するときは、あらかじめ委員会の許可を得ること。 （６）　前各号に掲げるもののほか、係員の指示すること。
（委任） 第16条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。	（委任） 第16条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

改正後	改正前
第１号様式（第４条関係）	第１号様式（第４条関係）
第２号様式（第４条関係）	第２号様式（第４条関係）
	第３号様式（第４条関係）
	第４号様式（第４条関係）
第３号様式（第４条関係）	第５号様式（第４条関係）
第４号様式（第８条関係）	
第５号様式（第８条の２関係）	
第６号様式（第８条の２関係）	第６号様式（第５条関係）
	第７号様式及び第８号様式　削除
	第９号様式（第８条関係）
第７号様式（第９条関係）	第10号様式（第９条関係）
第８号様式（第９条関係）	第11号様式（第９条関係）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年11月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則の規定（第５条の規定を除く。）は、令和９年２月１日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

３　この規則による改正前の調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第１号様式（第４条関係）

年　　月　　日

調布市教育委員会　宛

調布市立学校施設使用個人登録（更新）申請書

調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則第４条第１項の規定により、次のとおり使用個人登録 （更新）を申請します。

フリガナ 氏　　名		生年月日（西暦） 年　　月　　日
自宅住所	〒	
電話番号	（　　）	□自宅　　□携帯
E-mail		
※市内在勤又は在学の場合にご記入ください。		
会社名又は学校名		
所在地	調布市	

職員確認欄（以下は記入不要です。）

申請内容	□新規　□更新　□再発行　（旧番号　　）								
登録区分	□在住　□在勤　□在学　□市外								
申請者	□本人　□家族　（氏名　　）								
受付日	年　　月　　日（担当　　）								
発行日 （更新の場合：現有効期限）	年　　月　　日								
有効期限	年　　月　　日								
登録番号									

確認書類	□運転免許証□健康保険証（表・裏面）□各種障害者手帳 □マイナンバーカード（表面のみ）□学生証（自宅住所有）
	■市内在学・在勤の場合□社員証□在勤証明書□学生証

処理	月日	担当
入力者	/	
確認者	/	

第２号様式（第４条関係）

年　　月　　日

調布市教育委員会　宛

調布市立学校施設使用団体登録（更新）申請書

調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則第４条第１項の規定により、別紙登録者名簿を添えて、次のとおり使用団体登録（更新）を申請します。

フリガナ 団体名		メンバー数	
		種目	
代表者 フリガナ 氏　　名		生年月日（西暦） 年　　月　　日	
代表者 自宅住所	〒		
代表者 電話番号	（　　）	□自宅　　□携帯	
代表者 ※市内在勤又は在学の場合にご記入ください。			
代表者 会社名又は学校名			
代表者 所在地	調布市		
E-mail			

職員確認欄（以下は記入不要です。）

申請内容	□新規　□更新　□再発行　（旧番号　　）								
登録区分	□市内　（□減額団体）　□市外								
申請者	□代表者□メンバー（氏名　　）　□委任状　（持参者　　）								
受付日	年　　月　　日（担当　　）								
発行日 （更新の場合：現有効期限）	年　　月　　日								
有効期限	年　　月　　日								
交付可能日	年　　月　　日　□窓口　□郵送（発送日）								
登録番号									

確認書類	□運転免許証□健康保険証（表・裏面）□各種障害者手帳 □マイナンバーカード（表面のみ）□学生証（自宅住所有）
	■市内在学・在勤の場合□社員証□在勤証明書□学生証

処理	月日	担当
入力者	/	
確認者	/	

第３号様式（第４条関係）

年　　月　　日

調布市教育委員会　宛

調布市立学校施設使用登録（内容変更・取消）届出書

調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則第４条第６項の規定により，次のとおり登録の（内容変更・取消）について届け出ます。

登録番号									団体名 ※１	
申請者 氏名									種目※１	
□　内容変更 （内容変更の場合は以下を記入）									□　取消し	
内容変更 番号※２	変更前								変更後	

※１　団体登録の場合に記入

※２　内容変更番号

①代表者変更　②メンバー追加　③メンバー削除　④団体名　⑤種目　⑥パスワード

⑦登録内容　⑧その他

職員確認欄（以下は記入不要です。）

申請者	個人	□本人　□家族　（氏名　　）
	団体	□代表者□メンバー　（氏名　　）　□委任状　（持参者　　）
受付日		年　　月　　日（担当　　）

確認書類	□運転免許証□健康保険証（表・裏面）□各種障害者手帳 □マイナンバーカード（表面のみ）□学生証（自宅住所有）
	■市内在学・在勤の場合□社員証□在勤証明書□学生証

処理	月日	担当
入力者	/	
確認者	/	

第３号様式（第４条関係）

年　　月　　日

調布市教育委員会　宛

調布市立学校施設使用登録（内容変更・取消）届出書

調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則第４条第６項の規定により，次のとおり登録の（内容変更・取消）について届け出ます。

登録番号									団体名 ※１	
申請者 氏名									種目※１	
□　内容変更 （内容変更の場合は以下を記入）									□　取消し	
内容変更 番号※２	変更前								変更後	

※１　団体登録の場合に記入
※２　内容変更番号
①代表者変更　②メンバー追加　③メンバー削除　④団体名　⑤種目　⑥パスワード
⑦登録内容　⑧その他

職員確認欄（以下は記入不要です。）

申請者	個人	□本人　□家族　（氏名　　）
	団体	□代表者□メンバー　（氏名　　）　□委任状　（持参者　　）
受付日		年　　月　　日（担当　　）

確認書類	□運転免許証□健康保険証（表・裏面）□各種障害者手帳 □マイナンバーカード（表面のみ）□学生証（自宅住所有）
	■市内在学・在勤の場合□社員証□在勤証明書□学生証

処理	月日	担当
入力者	/	
確認者	/	

第４号様式（第８条関係）

調布市立学校施設使用申請書

申請番号		年　月　日
調布市教育委員会　宛		
申請者	住所	
	氏名又は団体の名称	
	代表者氏名	
	電話	
	FAX	
	住所	
使用責任者	住所	
	氏名	
	電話	
	FAX	
使用内容		

調布市立学校施設の使用を、次のとおり申請します。

使用年月日	使用時間	施設名	使用目的 人数	利用料金
年　月　日（　）			人	円
年　月　日（　）			人	円
年　月　日（　）			人	円
年　月　日（　）			人	円
年　月　日（　）			人	円
年　月　日（　）			人	円
年　月　日（　）			人	円
年　月　日（　）			人	円

第５号様式（第８条の２関係）

調布市立学校施設使用承認通知書兼領収書

登　　録　　番　　号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使用者氏名又は団体名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 様

電　　話　　番　　号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使用料金

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

次の学校施設の使用を許可し、上記金額を領収いたしました。

施設名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

種目 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使用年月日 　　年　　月　　日

使用時間 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

領　収　印

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。

２　この決定については、上記１の審査請求のほか、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第６号様式（第８条の２関係）

文　書　番　号
年　　月　　日

団体名
代表者　　様

調布市教育委員会　　㊞

調布市立学校施設使用不承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった調布市立学校施設使用について、下記の理由により不承認としたので、調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則第８条の２の規定により通知します。

記

理由

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。

２　この決定については、上記１の審査請求のほか、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

　なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第７号様式（第９条関係）

調布市立学校施設使用料減免申請書

申請番号		年　月　日
調布市教育委員会　宛		
申請者	住所	
	氏名又は団体の名称	
	代表者氏名	
	電話	
	FAX	
	住所	
使用責任者	住所	
	氏名	
	電話	
	FAX	

調布市立学校施設の利用料金の減額又は免除を、次のとおり申請します。

使用年月日	使用時間	施設名	減免	利用料金	減免額 （減免率）
年　月　日（　）					
年　月　日（　）					
年　月　日（　）					
年　月　日（　）					
年　月　日（　）					
年　月　日（　）					
年　月　日（　）					
年　月　日（　）					

第８号様式（第９条関係）

調布市立学校施設使用料減免承認書

申請番号		年　月　日
申請者	住所	
	氏名又は団体の名称	
	代表者氏名	
	電話	
	FAX	
	住所	
使用責任者	住所	
	氏名	
	電話	
	FAX	

調布市立学校施設の利用料金の減額又は免除を、次のとおり承認します。

調布市教育委員会　　印

使用年月日	使用時間	施設名	減免	利用料金	減免額 (減免率)
年　月　日（　）					
年　月　日（　）					
年　月　日（　）					
年　月　日（　）					
年　月　日（　）					
年　月　日（　）					
年　月　日（　）					
年　月　日（　）					